

# 公共下水道の供用を開始しました！

## 「供用開始の告示」を行いました

平成23年4月1日から公共下水道が使用できる区域について「供用開始の告示」を行い、右図の太枠で囲んだ区域において下水道が使用できるようになりました。

供用が開始された区域の方は、くみ取りトイレは3年以内、浄化槽については遅滞なく下水道への接続をお願いします。

今回供用開始になったのは、第1期計画区域（約80.8ha）のうち、阿南駅から富岡保育所の周辺と西池田の周辺です。下水道の整備にあわせて、今後も供用開始区域を拡大していきます。

供用開始区域の告示に関する書類は、下水道課で縦覧することができます。



問い合わせは  
下水道課 (☎22-1796) へ

## 「受益者負担金申告書」の提出について

- ① 受益者負担金の賦課対象区域の告示を4月1日に行い、この日現在において、第1期計画区域内に土地を所有している方に、受益者負担金の申告書を送付します。
- 申告書の内容は、1月1日現在の台帳により作成していますので、土地の所有者や面積などに間違いがないかのご確認をお願いします。売買などで土地所有者が変更されている場合には、すぐにお知らせください。
- ② 必要事項を記入、押印のうえ期限内に下水道課へ提出してください。
- ③ 受益者申告書の内容に基づき決定通知書と納入通知書を送付します。申告書が提出されなかった場合には、土地所有者の方を受益者と認定し、納入通知書を送付させていただきます。
- ④ お支払方法は、分割納付と一括納付があります。市の指定金融機関で納めてください。また、口座振替もご利用いただけますので、手続き等については、金融機関で行ってください。

第1期の納付期間は平成23年8月1日から31日までです。

